

7月10日は源泉所得税の納期の特例による納付期日です！！

給与・賞与・退職金から源泉徴収した所得税と税理士報酬などから源泉徴収した所得税については、原則、お預かりした月の翌月10日までに納付しなければなりません。

しかし、一定の要件を満たしている法人・個人事業主は下記の期日まで納付すればよいことになっています。

1月～6月までにお預かりした所得税・・・7月10日までに納付

7月～12月までにお預かりした所得税・・・1月20日までに納付

この制度の利用をできる事業所とは？

給与の支給人員が、常時9人以下の法人・個人事業主です。

常時と定められているため、10人になったからといってすぐにこの制度が利用できなくなるわけではありません。では、常時とはどのような状態のことをいうかということ・・・

繁忙期には臨時に使用した人数を含めると10人以上となるが、平常は10人未満である場合には、常時10人未満であるものと判定されます。

建設業者のように日雇労働者を雇い入れることを常態とする場合には、たとえ固定の人数が10人未満であっても、日々雇い入れる者を含めると平常は10人以上となるときは、常時10人未満ではないものと判定されます。

この制度を利用するための届出は？

「源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書」を税務署に提出する必要があります。いつから適用になるかということ、申請書を提出した月の翌月に支払う給与から適用されるため、

3月1日に提出した場合

1月～3月分・・・翌月10日までに納付

4月～6月分・・・7月10日までに納付

となりますので、**注意**が必要です。

冒頭にも書きましたが、納期の特例の対象となる源泉所得税は、**給与・賞与・退職金**のほか**税理士等の特定の資格を持つ人**に対する報酬に限定されています。

イベントで講演していただいた方への報酬の支払いを源泉徴収せずに
お礼といってお支払いするケースです。

たまにお目にかか
るのが



お礼というのは名目で、あく
まで講演料となります。



原則どおり翌月 10 日
に納付する必要があります

納期限までに納付しなかった場合のペナルティは？

納期限までに納付しなかった場合には次の2つの税金を追加で納付しなければなりません。
ペナルティのため、法人税・所得税を計算する際には費用にすることができないものになります。

不納付加算税（1日でも遅れたら課されるペナルティ）

納付漏れに気づき自主納付した場合・・・納付すべき源泉所得税×5%

税務署からの通知により納付した場合・・・納付すべき源泉所得税×10%

ただし、不納付加算税の金額が5,000円未満の場合、直前1年間に納付遅延をした
ことがない場合には、免除されます。

延滞税（利息的なペナルティ）

A 納期限の翌日から2月を経過する日までの期間

平成26年・・・2.9%

平成27年・・・2.8%

B 納期限の翌日から2月を経過する日の翌日以後

平成26年・・・9.2%

平成27年・・・9.1%

